

平成31年 第1回

北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会

議案集



# 目 次

議案番号	件 名
1	北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
2	平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算(第2号)
3	北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
4	平成31年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算
5	平成31年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算
6	北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止について
7	北海道後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について



平成31年

第1回定例会

議案第1号

北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月15日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第6条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、第2条及び第3条第2項に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に勤務をすることを命ずることができる。

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなどの所要の措置について、民間労働法制及び国家公務員における動向を踏まえ、その根拠となる規定の整備を行うためであります。

平成31年

第1回定例会

議案第2号

平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算  
(第2号)

平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,334,825千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ855,909,025千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成31年2月15日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 281,389,008	千円 6,334,825	千円 287,723,833
	1 国庫負担金	203,216,522	6,312,920	209,529,442
	2 国庫補助金	78,172,486	21,905	78,194,391
歳入合計		849,574,200	6,334,825	855,909,025

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療費		千円 839,436,188	千円 6,312,920	千円 845,749,108
	2 保険給付費	837,152,959	6,312,920	843,465,879
3 諸支出金		10,131,594	21,905	10,153,499
	1 市町村支出金	179,851	21,905	201,756
歳出合計		849,574,200	6,334,825	855,909,025

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
医療費適正化業務 (二次点検業務委託)	平成31年度	千円 54,853
給付等関連業務委託	平成31年度	375,735
被保険者証等一括印刷業務委託	平成31年度	27,115

平成31年

第1回定例会

議案第3号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月15日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号の2を削り、同項第2号中「前2号」を「前号」に、「27万5千円」を「28万円」に改め、同項第3号中「前3号」を「前2号」に、「50万円」を「51万円」に改める。

第15条第1項中「第1号から第2号まで」を「第1号及び第2号」に改める。

附則第4条から附則第36条までを削る。

附則第2条を削り、附則第3条を附則第2条とし、同条の次に次の4条を加える。

（平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第3条 平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成31年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条に規定する基準に従い」とする。

（平成31年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課の特例）

第4条 平成31年度において第14条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第14条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「10分の8」とする。



2 平成31年度において第14条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、前項の規定が適用されないものについての第14条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

(平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第5条 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成32年度においては第14条若しくは第15条又は附則第6条に規定する基準に従い」とする。

(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課の特例)

第6条 平成32年度において第14条第1項第1号の規定が適用される被保険者(賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。)についての第14条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」とする。附則別表を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額の軽減判定基準を変更し、平成31年度及び平成32年度における所得の少ない被保険者に対する保険料軽減特例措置の見直しに伴う所要の規定整備を行うためであります。

平成31年

第1回定例会

議案第4号

平成31年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成31年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,972,849千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、43,000千円と定める。

平成31年2月15日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 1,963,749
	1 負担金	1,963,749
2 国庫支出金		6,824
	1 国庫補助金	6,824
3 財産収入		64
	1 財産運用収入	64
4 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		2,210
	1 預金利子	234
	2 雑収入	1,976
歳入合計		1,972,849

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 4,807
	1 議 会 費	4,807
2 総 務 費		213,284
	1 総 務 管 理 費	212,637
	2 選 挙 費	158
	3 監 査 委 員 費	489
3 公 債 費		28
	1 公 債 費	28
4 諸 支 出 金		1,753,730
	1 他 会 計 繰 出 金	1,753,728
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 等	2
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		1,972,849

平成31年

第1回定例会

議案第5号

平成31年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算

平成31年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ861,830,175千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,300,000千円と定める。

平成31年2月15日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		千円 143,486,558
	1 市 町 村 負 担 金	143,486,558
2 国 庫 支 出 金		291,291,648
	1 国 庫 負 担 金	211,621,832
	2 国 庫 補 助 金	79,669,816
3 道 支 出 金		73,849,240
	1 道 負 担 金	73,159,240
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	690,000
4 支 払 基 金 交 付 金		344,224,993
	1 支 払 基 金 交 付 金	344,224,993
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金		259,635
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	259,635
6 財 産 収 入		2,304
	1 財 産 運 用 収 入	2,304
7 繰 入 金		8,703,061
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,753,728
	2 基 金 繰 入 金	6,949,333
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		12,735
	1 預 金 利 子	12,180
	2 雑 入	554
	3 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
歳 入 合 計		861,830,175

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療費		千円 861,618,004
	1 総務管理費	1,715,226
	2 保険給付費	859,902,778
2 公 債 費		4,730
	1 公 債 費	4,730
3 諸 支 出 金		205,441
	1 市 町 村 支 出 金	154,440
	2 償還金及び還付加算金等	51,001
4 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		861,830,175

平成31年

第1回定例会

議案第6号

北海道市町村総合事務組合格約の制定並びに廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を定め、北海道市町村総合事務組合格約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）を廃止する。

平成31年2月15日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕





# 北海道市町村総合事務組合格約

## 第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、北海道市町村総合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、別表第1に掲げる市町村・一部事務組合及び広域連合（以下「組合構成団体」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、別表第2の右欄に掲げる組合構成団体の同表左欄の事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、札幌市中央区北4条西6丁目2番地、北海道自治会館内に置く。

## 第2章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は15人とし、次の各号に定める者をもってあてる。

(1) 組合構成団体である関係市の長 1人

(2) 組合構成団体である町村の長 14人

(組合議員の選挙)

第6条 関係市の長の組合議員については、組合構成団体である関係市の長においてこれを互選する。町村の長の組合議員については、各地区町村会長の職にある者をもってあてる。

2 関係市の長の組合議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行う。第7条第2項の規定により町村の長の組合議員が組合管理者となり、組合議員に欠員を生じた場合は、前項の地区町村会副会長の職にある者をもってあてる。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組合議員である組合構成団体の長が、当該構成団体の長の職を失ったとき、若しくは当該地区町村会長又は副会長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず組合議員の職を失う。

第9条第2項の規定により組合管理者に選任されたときも、また同様とする。

(報酬)

第8条 組合議員には、報酬は支給しない。

## 第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第9条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

2 管理者は、北海道町村会長の職にある者をもってあて、副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。

3 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。

- 4 管理者は、組合を統轄代表し、組合の事務を管理執行する。
- 5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 管理者及び副管理者がともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ管理者の指定した者がその職務を代理する。
- 7 管理者には、給料を支給しない。  
(会計管理者)

第9条の2 組合に会計管理者を1人置く。

- 2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命する。  
(事務局)

第10条 組合に事務局を設け、事務局長及び職員を置く。

- 2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。
- 3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。  
(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
- 4 監査委員は、非常勤とする。
- 5 組合議員のうちから選任される監査委員には、報酬を支給しない。

#### 第4章 組合の経費の支弁の方法

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 組合構成団体の負担金
- (2) 組合の財産から生ずる収入
- (3) その他の収入

(組合構成団体の負担金)

第13条 組合構成団体は、第3条に規定する業務に要する経費に充てるため、条例で定めるところにより負担金を納付しなければならない。

#### 第5章 雑則

(事務の受託)

第14条 組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第252条の14第1項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。

(管理者への委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成31年市町村第 号指令）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。
- 2 北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）は、廃止する。

別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体

管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
石狩振興局（12）	江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、当別町、新篠津村、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合
渡島総合振興局（16）	北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構
檜山振興局（11）	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合
後志総合振興局（29）	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合
空知総合振興局（33）	歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合
上川総合振興局（30）	幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外3町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構
留萌振興局（11）	増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、留萌消防組合、北留萌消防組合、羽幌町外2町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合

宗谷総合振興局（１７）	幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、西天北五町衛生施設組合
オホーツク総合振興局（２４）	大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡３町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、網走地区消防組合、広域紋別病院企業団
胆振総合振興局（１２）	登別市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合
日高振興局（１６）	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外２町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構
十勝総合振興局（２４）	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、北十勝２町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とちかち広域消防事務組合
釧路総合振興局（１２）	釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構
根室振興局（９）	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外２町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合

別表第２（第３条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２４条第１項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務	江別市、根室市、千歳市、歌志内市、登別市、恵庭市、北広島市、森町、八雲町、長万部町、鷹栖町、上川町、増毛町、白老町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、清水町、芽室町、新得町、広尾町、大樹町、更別村、中札内村、足寄町、本別町、陸別町、幕別町、豊頃町、池田町、浦幌町、白糠町、石狩北部地区消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政
2 消防法（昭和２３年法律第１８６号）第３６条の３第１項の規定による消防作業に従	組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、南空知消防組合、岩見沢地区消防事務組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務

<p>事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事務</p> <p>3 水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務</p> <p>4 水防法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する事務</p> <p>5 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による応急措置業務に従事した者に係る損害補償に関する事務</p> <p>6 消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する事務</p> <p>7 非常勤消防団員に係る賞じゅつ金授与に係る事務</p>	<p>組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、南宗谷消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、遠軽地区広域組合、網走地区消防組合、北見地区消防組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、紋別地区消防組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高東部消防組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、釧路東部消防組合、釧路北部消防事務組合、根室北部消防事務組合</p>
<p>8 水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務</p>	<p>長沼町、新十津川町</p>
<p>9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</p>	<p>当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌</p>

町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外3町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構、留萌消防組合、北留萌消防組合、西天北五町衛生施設組合、羽幌町外2町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡3町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、広域紋別病院企業団、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構、北十勝2町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とかち広域消防事務組合、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合

<p>10 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条第1項の規定に基づく非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務</p>	<p>当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町</p>
--	--



平成31年

第1回定例会

議案第7号

北海道後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、北海道後期高齢者医療広域連合規約第18条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成31年2月15日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

記

中 村 秀 春